

第8回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木)午後2時から午後3時37分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

会	長	14番	前川正人				
委	員	1番	丹野義基	2番	佐畑幸一		
		3番	伊東登	6番	坂本雄司		
		7番	後藤義昭	8番	三國実加		
		9番	小島良金	10番	佐藤雄一		
		11番	武島竜太	12番	中和田吉彦		
		13番	目黒正一				

4. 欠席した農業委員(1人)

5番 唯野哲夫

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

報告第2号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 許可が取り消されていない旨の証明申請について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第7号 令和3年度第11号農用地利用集積計画について

議案第8号 令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第8回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第8回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席の届出は、5番唯野哲夫委員です。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。1月28日、金曜日、第8回総会に係る議案を、郵送で配布させていただいております。2月3日、木曜日及び2月4日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。1番丹野義基委員、2番佐畑幸一委員、ご兩名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
 次に日程第4、議事に入ります。報告第1号農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について、事務局の説明を求めます。
 事務局。

事務局 報告第1号農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答についてご説明いたします。農地等利用最適化推進施策に関する意見書につきましては、去る令和3年11月16日付けで市長に提

出し、令和4年1月21日付けで市長部局から回答がございました。回答書の説明のため、農林水産課職員の入場を許可していただきたいと思います。以上よろしく願いいたします。

議長 お諮りいたします。ただいま事務局説明のとおり、農林水産課より回答書の説明をいただくため、農林水産課長の入場を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声。)

議長 ご異議なしと認めます。農林水産課長の入場を認めます。

(農林水産課 古市課長 入場)

議長 それでは、農林水産課古市課長より回答書の説明を求めます。

古市課長 いつも大変お世話になっております。農林水産課長の古市と申します。日頃、農業委員の皆様におかれましては、本市の農政全般にわたり、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。本日は、農業委員会からいただきました、農地等最適化推進施策に関する意見書の回答がまとまりましたので、ご報告させていただきたいと思います。大きく5点ございます。着座にて説明させていただきます。

まず1点目ですが、耕作放棄地の発生防止・解消策について、①農地の適正管理に対するPR策につきましては、これまで、貴委員会の行う農地利用状況調査に市も帯同し、耕作放棄地の発生状況を確認する等、一体的な取り組みを行ってまいりました。また、農地の適正管理に対するPRに関しては、市ホームページの活用や、各農家へチラシを配布する等、引き続き、農業委員会と連携を図りながら、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、②耕作放棄地解消に対する支援策についてです。耕作放棄地解消のための市独自の助成に関しては、財政状況を鑑みると新たな支援制度を創設することは難しいと考えております。既存の事業であります中山間地域等直接支払事業や、多面的機能支払い事業を活用していただきたいと考えております。当該事業、国の制度ではありますが、市からも4分の1負担している事業でございます。

ます。市としましては、当該事業に取り組んでいる組織に声掛けしながら、取り組み、検討、実施等について働きかけてまいりたいと考えております。

2点目は、有害鳥獣被害対策の強化です。①有害鳥獣捕獲体制の強化につきましては、市の有害鳥獣被害対策実施隊に精力的な駆除活動を行っていただき、令和2年度は、589頭のイノシシを捕獲していただきました。しかしながら、今年度の捕獲頭数は、前年に比べ少なくなっております。この要因については分かりかねますが、市としましては、引き続き捕獲用箱ワナやドッグナビの装備品を増強しながら、対策を講じてまいりたいと考えています。また、狩猟免許取得のための勉強会の開催、猟銃購入費助成など、継続的に捕獲体制の強化を図ってまいります。

次に、②電気柵助成からワイヤーメッシュ柵助成への転換についてですが、これまで、市は、電気柵設置に要する費用を助成してまいりました。電気柵とワイヤーメッシュ柵の特性、効果、設置費用等を検討し、考慮したうえで、引き続き電気柵助成を継続してまいりたいと考えております。現段階で電気柵の助成枠をワイヤーメッシュ柵への助成転換は考えておりません。

なお、昨年も回答しておりますが、中山間地域等直接支払事業の対象地域では、計画的にワイヤーメッシュ柵の導入を行っているところもございます。引き続き、市は、そういった事業を有効活用していただくよう、働きかけてまいりたいと考えております。

次に3点目でございます。担い手の育成、支援について。①法人化の推進・担い手の育成確保対策につきましては、引き続き、法人設立に向けた相談・支援等について、県と連携しながら取り組むとともに、市外からの農業法人誘致に取り組み、担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、②小規模経営等多様な担い手に対する支援対策につきましては、現在、国の流れでは、大規模な農業法人をはじめとする企業体による営農を推進しており、小規模経営農家に対する農業用機械の導入や更新等の個別支援策は、皆無に等しい状況です。この様な中で、市が独自の補助制度を創設することは、財源確保の観点からも大変難しいと考えております。市といたしましては、引き続き、国県補助の対象となる集落営農組織等における共同利用機械導入等、既存の制度を活用できるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、大きな4点目でございます。農業生産基盤の整備について、①基盤整備事業の推進ですが、昨年と同様の回答になってしまいます。所有者の負担のない形での基盤整備事業に、農地中間管理機構関連農地整備事業があります。ざっくり言いますと、県が実施主体となり、実施前から地権者及び担い手の同意はもとより、地元の総意で進められる事業となります。また、この事業は、全農地を農地中間管理機構に15年以上貸し付けしなければなりません。事業完了後には、8割以上を担い手に集積、集団化する等の要件もでございます。市としましては、地元からの要請があれば、事業実施に向けて、県及び土地改良区等の関係機関と連携のもと、地域の意見がまとまるよう努めるとともに、当該事業の制度の情報提供を志すまいりたいと考えております。

最後に、大きな5点目スマート農業の推進についてでございます。国では、新たな農業のあり方として、ICT技術を活用したスマート農業の推進を示しており、市は、今後、国の制度を活用し、産地展開が図られるよう、各経営体等と相談・協力しながら、時代の流れに沿った、スマート農業の推進が図られるよう、取り組みを支援してまいりたいと考えております。意見書に対する回答の説明につきましては、以上となります。

最後に、意見書にはございませんが、この場をお借りして私から1点だけ情報提供をさせていただきます。昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、米価が下落いたしました。農家の皆様の次期作に向けての営農意欲の継続、維持という観点から、令和4年度作付けに対しての支援策を考えているところでございます。そのための費用を、来月開催されます3月定例議会に計上する予定でございます。今回、議会に提案する案件でございますので、残念ながら、現時点でその詳細をお伝えすることができないのですが、市として、そのような動き、考え方があるという事だけ情報提供させていただきたいと思っております。

引き続き、本市の農政全般にわたりまして、農業委員会の皆さまの特段のご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。私からの報告は、以上となります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。12番中和田吉彦委員。

12番 3番目の担い手の育成・支援と、4番目の農業生産基盤整備の整

備についてですが、どちらも整合性があると考えていますか。何を言いたいのかというと、基盤整備をやって集団化をして、担い手に集約すると言いながら、担い手はどんどん少なくなっている。基盤整備を進めると同時に、担い手の育成のところはかなり重点を置かないと、基盤整備の結末が、実施はしたけれども、どうにもならなくなる。当地区、基盤整備を既にやって、今年、基盤整備の組合で話し合いをして、将来像を描こうとしているのだけれど、担い手のところで最終的に進まなくなってしまう。ですから、いかに3番と4番が、地域の農業を守っていくためのやり方なのだろうかという事を、農政の担当として考えてもらいたい。意見として言う、この中に①と②で大規模化、法人化を進めると言っている。こうやってしまっているから、担い手が途中で続かなくなってしまう。②に書いてあるように、小規模農家をいかに育成していくかというところに、力点を持って行ってもらいたい。質疑というより、一つの提案です。

議 長 古市農林水産課長。

古市課長 中和田委員の提案も、一つの意見として参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

(「なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については回答書のとおり承認されました。ここで農林水産課、古市課長の退席を求めます。

古市課長 貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。

(古市農林水産課長 退席)

議 長 次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(4)農地使用貸借

合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、3件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用の許可を受けた事業については、工事の進捗状況の報告を、許可後3ヶ月後、その後は1年ごとの間、工事が完了するまで定期的に農業委員会へ提出することが、許可の条件の一つとされています。

また、提出された工事の進捗状況、完了報告については、現地調査を行い、計画どおり工事が行われているかどうか、確認をしているものです。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、4件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされており、また、農地を取得後、耕作者のあつせんを農業委員会へ希望するかどうかも併せて確認しているものです。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあつせんの希望等はございません。

続いて、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、7件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、番号3番を除き、耕作者変更による解約、番号3番につきましては、農地法3条申請のためとなっております。

最後に、(4) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は、2件の届出を受理いたしました。こちらは、農地法第3条による使用貸借権の合意解約となっております。解約理由につきましては、耕作者変更のためとなっております。説明は、以上となります。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員お願いいたします。

6 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。譲渡人、譲受人等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る2月1日に、地区担当推進委員とともに、譲受人の自宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。

また、2月3日に、11番委員、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、2名とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。その結果を代表して報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。許可基準第2号、第3号は、該当ありません。許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号についてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

よって、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 次に、番号2番から7番までについて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番目黒正一委員お願いいたします。

13番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件から7番案件について、ご報告申し上げます。去る2月3日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して、調査結

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、2番から7番案件について、事務局より補足説明いたします。お手元に、議案第1号2番から7番案件補足資料と書かれた資料をご覧ください。

先ほど、担当委員からご報告ありましたとおり、通常、農地法第3条における許可基準については、農地法第3条第2項において、第1号から第7号までの基準が規定されております。しかし、条文に但し書きがありまして、「民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されたときはこの限りでない。」と規定されております。これにより、区分地上権等の設定をするための農地法第3条の許可については、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はありません。

農地法関係事務に係る事務処理基準によれば、「権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがなく、且つ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するもの。」とされております。

このうち、営農条件に支障を生ずる恐れがあるかについては、一時転用許可の判断の際に確認することとなっておりますので、この後の議案第3号にて、審議をいただくもので、ここでは省略をするものです。

農地法第3条では、賃借人等権利者の同意の有無のみを確認して、許可の判断を行うこととなります。こちらの同意書についても、耕作者については、昨年の10月総会において承認された農地法第3条による解除条件付き賃貸借権を設定した一般法人となっており、同意書の添付をいただいております。

また、農地の所有者の同意については、農地の所有者が本案件の申請人となりますので、同意書の添付は不要となっております。事務局からの説明は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地、雑種地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。事務局の説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員お願いします。

12番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る2月3日に、11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が50メートル以内の間隔で、概ね50戸の家屋があります。したがって第3種農地の市街地内農地の要件に該当し、立地基準を満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当いたしません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への

影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上ご報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、住宅兼事務所用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から12ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定(30年間)になります。申請地は、都市計画法に基づく第1種中高層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、宅地があり、申請地と併せて使用貸借となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

た。

続きまして2番案件から7番案件までの6件は、営農型発電設備を設置する内容の申請となっております。現地調査の際に使用した資料、2番案件から7番案件までの位置等を示した資料、資料No. 1も併せて確認いただければと思います。

審査内容のご説明の前に、事務局より営農型発電及び営農型発電設備設置に係る農地転用許可制度上の取り扱いについて説明をさせていただきます。概要をまとめた資料については、農林水産省のホームページからダウンロードしました、カラー刷りの資料、資料No. 2「営農型太陽光発電設備について」をお配りしておりますので、併せて確認いただければと思います。

営農型発電とは、農地に簡易な構造で容易に撤去ができる支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、下部の農地を適切に営農していくことが確実であることが必要となります。お配りしている資料No. 3「令和3年6月14日最終改正、農林水産省農村振興局長通知、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」の2ページ、「2の(2)農地転用許可権者の確認事項」である、アからクまでが記載されています。一部抜粋して読み上げますが、「簡易な構造で容易に撤去できる支柱であること。」、「下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められること。また、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収として2割以上減少しないこと。下部の農地で生産された農作物の品質に著しい劣化が生じないこと。」、「パネルの角度や間隔等からみて、農作物の生育に適した日照等を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること。なお、支柱の高さは、最低地上高概ね2メートルを確保していること。」、「営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用や農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められること。」、「支柱を含め、営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用力があること。」等を確認する必要があります。

次に、農地転用許可制度上の取り扱いについては、一時転用許可に該当いたします。一時転用面積については、太陽光パネルの面積が申請面積となる訳ではなく、農地に埋設する支柱の部分のみ、合計して1㎡に満たない面積が申請面積となります。一時転用許可

の際には、資料N o. 3の3ページから4ページ、「2の(3) 一時転用に付ける条件」により、アからオまでの条件、一部抜粋して読み上げますが、「下部の農地において生産された農作物の状況を毎年報告すること。下部の農地における営農が行われない場合には、支柱を含む設備を撤去し、農地を原状回復すること。」等の条件を付け、許可することとなります。

また、営農型発電設備については、資料N o. 3の5ページの「5 一時転用許可の期間満了後における再許可」に記載されているとおり、期間満了後、再許可が可能です。

次に、一時転用の期間については、資料N o. 3の6ページの別表により、(1) 認定農業者の担い手が自ら所有する農地を利用する場合等、(2) 荒廃農地を再生利用する場合、(3) 第2種農地または第3種農地を利用する場合については、一時転用の許可期間が10年以内とされたところではありますが、今回の2番案件から7番案件は、(4) の3年以内の期間での申請となります。

営農型発電及び営農型発電設備設置に係る農地転用許可制度上の取り扱いの説明は、以上となります。今ほど説明した内容を簡単にまとめたものが、資料N o. 2「営農型太陽光発電設備について」になります。

それでは、2番から7番案件の審査内容について、ご説明いたします。

2番案件ですが、こちらは、先ほど議決をいただきました議案第1号番号2番と関連がある内容であり、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が営農型発電設備を設置するために一時転用するもので、工事期間(一時転用期間)は、許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(3年間)となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。添付書類として、そうま土地改良区の意見書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件ですが、こちらは、先ほど議決をいただきま

した議案第1号番号3番と関連がある内容であり、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が営農型発電設備を設置するために一時転用するもので、工事期間（一時転用期間）は、許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定（3年間）となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして4番案件ですが、こちらは、先ほど議決をいただきました議案第1号番号4番と関連がある内容であり、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が営農型発電設備を設置するために一時転用するもので、工事期間（一時転用期間）は、許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定（3年間）となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。添付書類として、そうま土地改良区の意見書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして5番案件ですが、こちらは、先ほど議決をいただきました議案第1号番号5番と関連がある内容であり、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が営農型発電設備を設置するために一時転用するもので、工事期間（一時転用期間）は、許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定（3年間）となります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利については、賃借権がありますが、耕作者の同意があることを確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、経済産業省の再生可能エネ

基づき、内容等について事前相談しています。お配りしております資料No. 4のとおり、福島県相双農林事務所長より、令和4年1月17日付けで、現時点で不都合な点なし、との回答をいただいております。

また、一時利用許可後は、農業委員会が毎年実施している農地パトロール等の際に、営農型発電設備の下部の農地の農作物の生育状況を確認し、営農の適切な継続がされているかどうかを確認し、生育状況が十分でない場合は、福島県とも協力し、適切な指導助言を行っていきたいと考えております。

続きまして8番案件です。申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（贈与）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして9番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、穀物等乾燥調製貯蔵施設用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から16ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、申請地①日下石字諏訪●●●番地が所有権の移転（売買）、申請地②日下石字諏訪●●●番地が地上権の設定（30年間）です。許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、④遅滞なく申請の用途に供する見込みについては、工事期間が16ヶ月と長期間であることから、工事行程表を提出いただいております。⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、開発面積が3,000㎡を超えるため、都市計画法第29条に基づく開発許可同時申請であり、担当課である都市整備課において審査中です。また、国土利用計画法に基づく届け出済み、道路法第24条承認済み、福島県景観条例事前協議済みでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

通常、土地改良区の区域内であれば、土地改良区の意見書を添付いただいておりますが、今回の申請は、土地改良区の区域内の農地転用面積が10,000㎡を超えるため、そうま土地改良区規約に基づき、理事会で決する案件となり、現在、理事会開催に向け調整中です。そのため、申請時点では、そうま土地改良区において、意

見書の交付ができないため、農地法施行規則に基づき、意見書が交付できない理由書を提出いただいております。

なお、理事会開催後、速やかに農業委員会に対し、意見書を提出するよう申請人に対し指導しております。

また、補足になりますが、この案件は、農地転用面積が3,000㎡を超える農地転用申請のため、農地法に規定する県農業会議への意見聴取が必要な案件になります。そのため、本総会で「許可」との議決をいただいた場合の事務手続きですが、2月下旬に県農業会議が開催する第72回常設審議委員会へ意見聴取をし、回答いただく必要があること、また同時に申請している都市計画法第29条に基づく開発許可申請と許可日を調整する必要があることから、この2点を踏まえ、農地転用許可日を決定いたします。9番案件の説明は、以上になります。

続きまして10番案件です。申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅敷地拡張用地として、駐車場・庭用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（贈与）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、譲受人所有の宅地があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして11番案件です。申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、個人住宅建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。添付書類として、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後12番案件です。申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、宅地があり、申請地と併せて売買予定となっております。書類審査の結果は、各項目と

一時転用でありますので、不許可の例外事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、営農型発電設備を設置するにあたり、代替地の検討もあり、妥当と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、3番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地であります。しかし、この案件は、営農型発電設備の設置に伴う一時転用でありますので、不許可の例外事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、営農型発電設備を設置するにあたり、代替地の検討もあり、妥当と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、4番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地であります。しかし、この案件は、営農型発電設備の設置に伴う一時転用でありますので、不許可の例外事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、営農型発電設備を設置するにあたり、代替地の検討もあり、妥当と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、5番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地

基準について、申請地、石上字仲蛭沢●●●番地の●は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地であります。申請地、石上字仲蛭沢●●●番地の●は、農業振興地域内の農用地に指定されている農地です。しかし、この案件は、営農型発電設備の設置に伴う一時転用でありますので、不許可の例外事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、営農型発電設備を設置するにあたり、代替地の検討もあり、妥当と判断しました。以上の事から、申請地、石上字仲蛭沢●●●番地の●、●●●番地の●の立地基準は、それぞれ満たしております。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、6番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地であります。しかし、この案件は、営農型発電設備の設置に伴う一時転用でありますので、不許可の例外事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、営農型発電設備を設置するにあたり、代替地の検討もあり、妥当と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

最後に、7番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地であります。しかし、この案件は、営農型発電設備の設置に伴う一時転用でありますので、不許可の例外事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、営農型発電設備を設置するにあたり、代替地の検討もあり、妥当と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並

びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

なお、2番案件から7番案件の営農型発電設備の下部の農地の営農計画については、福島県の回答同様、下部の農地の適切な営農については、現時点においては問題ないものと判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 続いて、案件8番について、担当委員挙手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、8番案件を報告いたします。去る2月3日に、6番委員、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転設定の内容は、娘夫婦の自己住宅建築、駐車場用地のための所有権の移転（贈与）になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に当たります。しかし、この案件につきましては、親の住宅を含む周辺の住居に隣接する農地に、自己住宅を建築する案件ですので、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、非該当ではありますが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、案件9番から10番について、担当委員挙手願います。1番丹野義基一委員お願いします。

1 番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、9番案件、10番案件について報告いたします。去る2月4日に、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

9番案件について。申請人の住所、氏名そして申請地の所在や転用後の用途などは、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、穀物等乾燥調製貯蔵施設用地で、権利の移転設定の内容は、申請地①が所有権の移転（売買）、申請地②が地上権の設定（30年間）となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、農業振興地域内の農用地に指定されている農地です。しかし、この案件は、備考にも記載のとおり、農振法の手続きである、農業用施設へ用途区分の変更済みであり、この案件の転用目的が、地域の農業振興に資する農業用施設の整備事業であることから、不許可の例外事業の農業用施設事業に該当します。許可基準第2号は、該当しませんが、代替地の検討もあり、妥当と判断しました。よって、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、法面の表面の草張り、敷地内のアスファルト舗装による土砂流出防止等、周辺農地への営農条件に支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。

続いて、10番案件について報告いたします。申請人の住所、氏名そして申請地の所在や転用後の用途などは、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅敷地拡張用地で、権利の移転設定の内容は、兄弟間の所有権の移転（贈与）となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲が概ね10ヘクタール未満の小規模の農地の区域内にある、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、議案書記載の転用目的のため、他の場所での事業は不可能と判断しました。よって、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しまし

た。以上です。

議 長 続いて、案件 1 1 番から 1 2 番について、担当委員挙手願います。
2 番佐畑幸一委員願います。

2 番 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 1
番、1 2 番案件について報告いたします。

初めに、1 1 番案件について報告します。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりです。去る 2 月 4 日に、1 番委員、3 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 名とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は、周囲を住宅等で囲まれた、概ね 1 0 ヘクタール未満の小規模の農地の区域内にある、その他の農地であることを現地調査で確認し、第 2 種農地と判断しました。許可基準第 2 号は、代替地の検討結果、他の場所での事業実施は困難と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第 4 号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。以上です。

続いて、1 2 番案件について報告します。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりです。去る 2 月 4 日に、1 番委員、3 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 名とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は、周囲を原野等で囲まれた、概ね 1 0 ヘクタール未満の小規模の農地の区域内にある、その他の農地であることを現地調査で確認し、第 2 種農地と判断しました。許可基準第 2 号は、代替地の検討結果、他の場所での事業実施は困難と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第 4 号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しまし

た。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号許可が取り消されていない旨の証明申請につ
いてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願いま
す。担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第4号許可が取り消されていない旨の証明申請について報
告いたします。去る2月4日、1番委員、2番委員、事務局2名で
現地調査を実施いたしましたので、調査結果を代表して報告いた
します。

申請人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。申請人は、建売
住宅用地として、平成16年8月16日付けで、農地法第5条許可
を受けておりますが、水害により許可書を紛失してしまったとの
ことです。

現地調査の結果、土地造成が完了しており、建売住宅建築工事を
実施中でありましたので、許可が取り消されていない旨の証明申
請については、証明書を交付することが適当であると判断いたし
ました。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、事務局より補足させていただきます、法務局で農地の所有権移転登記や地目変更登記をする際は、農業委員会の許可書が必要になります。申請人は農地法第5条許可を受け、所有権移転登記については、完了してはいますが、許可書を紛失してしまったため、地目の変更ができない状態でございます。地目変更をするために、許可書に代わる書類として、許可が取り消されていない旨の証明が必要となります。

 なお、許可書に代わる書類として、許可の条件を履行したことの証明もありますが、許可が取り消されていない旨の証明との違いは、転用目的どおり完了している場合は、許可の条件を履行したことの証明、許可を受けたものの、まだ転用目的どおり完了していない場合は、許可が取り消されていない旨の証明の手続きとなります。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

 (「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

 (「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

 (「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号許可が取り消されていない旨の証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

 次に、議案第5号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第5号現況確認証明申請について、番号1番から2番について、報告いたします。去る2月4日、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。結果を代表してご報告いたします。

番号1番については、申請地目は原野であります。現況は山林化しており、山林と判断しました。

番号2番は、申請地目どおり、山林と判断いたしました。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号40番までの40件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局より説明いたします。農業委員会で実施している農地の利用状況調査にて、復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。

 お手元に、参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しています。この後の調査担当委員からの報告と併せて、参照していただければと思います。以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番から30番について、担当委員挙手願います。11番武島竜太委員願います。

11番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る2月3日、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

 番号1から番号30までのうち、一部順不同になりますが、読み上げます。調査の結果、番号15番は農地と判断いたしました。番号15番以外は、周辺の状況から、すべて非農地と判断してまいりました。非農地の現況の内訳は、番号1から3が原野、番号4、5が山林、番号6から14が原野、番号16から21が山林、番号22から28が原野、番号29、30が山林と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、番号31番から40番について、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番伊東登委員願います。

3 番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る2月4日、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行ってまいりました。結果を代表してご報告いたします。

番号31から番号40までの現況は、周辺の状況から、非農地と判断してまいりました。番号31から37が山林、番号38が原野、番号39、40が山林と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり番号15を除く39件について、「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、番号15を除く39件について、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第7号令和3年度第11号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号32番までの32件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和3年度第11号農用地利用集積計画について、番号1番について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。耕作者ごとに番号を整理したため、新規の契約と再設定が混在しておりますが、新規の契約が3番、18番から20番、22番の5件で、それ以外の27件は、利用権の再設定になります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和3年度第11号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第8号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号2番までの2件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 8 号令和 3 年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、事務局よりご説明いたします。こちらは、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契約はそのままに、即ち、集積計画は変更することなく、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第 7 号とは別に提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号令和 3 年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せられました。

 以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第8回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 1 番 丹 野 義 基

議事録署名委員 2 番 佐 畑 幸 一